

第1055回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合  
泊発電所3号炉 設計基準への適合性に係る審議結果

2022年6月23日

新基準適合性審査チームから以下の事項を指摘した。また、事業者から全ての指摘事項について了解し、今後、適切に対応していく旨、回答があった。

【地下水位の設定】

- ① 設計地下水位の設定のために用いる透水係数と揚水ポンプ容量を設定するために用いる透水係数は、異なる目的で設定するため、詳細設計段階においては、この目的の違いを踏まえた検討を行った上で、揚水ポンプ容量の設定に係る詳細を説明すること。
- ② 設計地下水位の設定方針は、液状化による施設への影響の検討方針に関連するため、今回説明があった設計地下水位の設定方針を踏まえ、液状化評価条件の考え方、評価が必要と考える施設等について、今後説明すること。
- ③ 施設の耐震評価とは異なる第3条及び第38条の地盤、第4条及び第39条の周辺斜面に係る地下水位の設定については、「基礎地盤・斜面の安定性評価」にて別途審査を受けること。

## 【作業方針及び作業スケジュール】

- ① 令和3年10月に提出された耐震設計方針及び耐津波設計方針を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットのまとめ資料について、先行の審査実績が一部反映されていないことから、第997回審査会合（令和3年8月26日）でも指摘したとおり、例えば、次の点に留意するなど、最新の審査実績を踏まえた十分な内容とした審査資料を提出すること。
  - 6条（外部からの衝撃による損傷の防止）、8条（火災による損傷の防止）、9条（溢水による損傷の防止）等、先行BWRの審査において、防護対象の選定に係る考え方が整理されていること。
  - 特に8条に関しては、平成31年2月13日の原子力規制委員会で決定された「火災感知器の設置要件等に係る関係審査基準の改正」に係る先行プラントの設工認の審査状況を踏まえ、許可において説明すべき事項がないか確認すること。
  
- ② 審査工程上のクリティカルパスとなる耐津波設計については、現実的な作業スケジュールを検討すること。その上で、耐震設計及び耐津波設計を除く設計基準対象施設及び重大事故等対処施設並びにバックフィットに係る審査項目については、例えば、次の点に留意するなど、効率的に審査を進めるための説明順と説明時期を検討し、審査項目ごとの審査資料提出時期、説明開始可能時期、説明終了目標時期を含む具体的な計画を7月中に審査会合で示すこと。
  - 「審査項目ごとの審査資料提出時期」は、社内で認識を合わせた上で、実現性のある提出時期を定めること。
  - 「説明開始可能時期」の設定にあたっては、DB／SA／BFの論点及び新規説明事項を明確

にするとともに、先行の審査実績を踏まえ、効率的に審査を進めるための説明順を検討すること。

- 「説明終了目標時期」は、先行の審査実績を踏まえるとともに、安易な計画の後ろ倒しに陥らぬように、事業者として具体的な説明終了目標時期を定めるなどして現実的な作業スケジュールを作成すること。